

策の総合的パッケージについて

金

融厅では厳しい経済金融情勢や雇用環境が続く中、企業金融についても政策的対応が必要との認識から、「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的なパッケージ」をとりまとめ、同パッケージに基づいて、次のとおりの措置を実施しています。

また、本法律の施行に併せて、金融機関の体制整備等のための検査・監督上の措置として、金融検査マニュアル及び監督指針について所要の改定等を行いました。

二 検査・監督上の措置

金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置として、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を第173回国会に提出し、平成21年11月30日に成立、12月4日に施行されました。（金融機関の体制整備義務に係る部分については、平成22年2月1日より施行。）

一 法律の制定

金融機関からの借入れについて、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが、どのようにすればよいのですか。

検査・監督上の措置

- ・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。
- ・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための

△ 時限
△ 臨時措置に関する法律

その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用の検討促進。

金融円滑化Q&A

Q1

「中小企業金融円滑化法」によって、金融機関からの借入れについて、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが、どのようにすればよいのですか。

A まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。金融機関と今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うことになります。また、経営改善計画がなくても、1年以内に計画を策定できると見込まれれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画の検討を行ふこともあります。

Q2

A それだけではありません。元本の猶予以外にも、例えば、返済期間の延長や、旧債の借換え、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）など、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれます。ご利用の金融機関にご相談ください。

Q3

A あきらめる必要はありません。他の取引金融機関や、信用保証協会等に相談してみましょう。中小企業金融円滑化法は、各金融機関が、他の金融機関や信用保証協会、政府関係金融機関等との連携を図るよう求めています。

Q4

A そのようなことはありません。個別の融资は各金融機関が借り手の信用力等を踏まえで判断しますが、金融庁も、貸付条件の変更等の履歴があることのみを理由に新規融資を拒絶することはないよう、金融機関に対する検査・監督で検証していきます。



金融庁及び中小企業庁合同による管内金融機関等への説明会の模様

その他の措置として、政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請することや、金融庁幹部が中小企業庁等と連携して全国各地の中小企業等との意見交換を行う等の取組を実施することとしており、当局管内においても平成21年11月24、25日に金融庁及び中小企業庁合同による中小企業者等との意見交換会を実施しました。

また、同パッケージによる措置の説明・広報のため、12月8日、9日に当局主催による管内金融機関等の実務担当者への説明会を実施し、12月15日には金融庁及び中小企業庁合同による管内金融機関及び中小企業団体への説明会を開催しました。

II その他の措置

店の売上げが落ち込んでしまった。債務の組合に乗つてもらいましたが、それでも債務額を減らして貰えました。そこで、債務額を長めに一括で支払う機会に、銀行からの借入れを相談してみませんか。

金融検査マニュアル・監督指針の見直しについて



金融検査マニュアル・監督指針の改定内容

- 貸出条件緩和債権（不良債権）の取り扱いの見直し
条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定することができる見込みがあれば、不良債権となりません。
- 金融機関のコンサルティング機能の重点的な検証
金融機関に対する検査・監督において、中小企業への経営相談・経営指導等、コンサルティング機能を発揮しているかを重点的に検証します。

（金融検査マニュアル・監督指針に関するお問い合わせ） 金融庁 03-3506-6000（代表）

お問い合わせ先

相談窓口・情報受付窓口・お問い合わせ先

金融関係団体が設置する相談窓口

- 全国銀行協会 銀行とりひき相談所 050-3385-6091（中小企業向け融資）
03-5252-3772（他の相談・照会）
- 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 03-3517-5825
- 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所 03-3567-2456

金融庁の情報受付窓口

- 金融円滑化大臣目安箱 0570-052100/03-3501-2100
- 金融円滑化ホットライン 0570-067755/03-5251-7755
- 金融サービス利用者相談室 0570-016811/03-5251-6811 FAX 03-3506-6699
ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>
- 沖縄総合事務局財務部でも受け付けています。
注 提供頂いた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただきます。なお、金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や検点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

信用保証制度等、公的金融に関する主なお問い合わせ先

- 中小企業金融課 03-3501-6280
- 沖縄総合事務局経済産業部でも受け付けています。 098-866-1755
- 最寄りの信用保証協会 参考 <http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearlist.html>

中小企業の事業主の皆さんへ!

がんばっている皆さんを支援します！

中小企業金融円滑化法について



中小企業金融円滑化法の概要

- 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。
- また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行なうよう努めます。

（本法に関するお問い合わせ） 金融庁 03-3506-6000（代表）



A お申し込みできます。

政府関係金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができます。政府関係金融機関等に対する場合は、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁が要請を行っています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。

Q5

政府関係金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができます。政府関係金融機関等に対する場合は、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁が要請を行っています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。

- まずは、ご利用の金融機関営業店にご相談ください。
- また、各金融機関本部には「貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口」が設置されますので、営業店の対応がご不満の場合等にご利用下さい。
- さらに、各金融機関団体が設置する苦情相談窓口、金融庁の情報受付窓口もご利用下さい。